

■ 別表2

<手術給付金の対象となる手術および給付倍率表>

手術の種類	給付倍率
1. 皮膚・乳房の手術	
(1) 植皮術(25cm ² 未満は除きます。)	20
(2) 乳房切断術	20
2. 筋骨の手術(抜釘術は除きます。)	
(3) 骨移植術	20
(4) 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除きます。)	20
(5) 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除きます。)	20
(6) 鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除きます。)	10
(7) 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除きます。)	20
(8) 脊椎・骨盤観血手術	20
(9) 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10
(10)四肢切断術(手指・足指を除きます。)	20
(11)切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)	20
(12)四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除きます。)	10
(13)筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除きます。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除きます。)	10
3. 呼吸器・胸部の手術	
(14)慢性副鼻腔炎根本手術	10
(15)喉頭全摘除術	20
(16)気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの)	20
(17)胸郭形成術	20
(18)縦隔腫瘍摘出術	40

手術の種類	給付倍率
4. 循環器・脾の手術	
(19) 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除きます。)	20
(20) 静脈瘤根本手術	10
(21) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	40
(22) 心膜切開・縫合術	20
(23) 直視下心臓内手術	40
(24) 体内用ペースメーカー埋込術	20
(25) 脾摘除術	20
5. 消化器の手術	
(26) 耳下腺腫瘍摘出術	20
(27) 顎下腺腫瘍摘出術	10
(28) 食道離断術	40
(29) 胃切除術	40
(30) その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの)	20
(31) 腹膜炎手術	20
(32) 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
(33) ヘルニア根本手術	10
(34) 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
(35) 直腸脱根本手術	20
(36) その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	20
(37) 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除きます。)	10
6. 尿・性器の手術	
(38) 腎移植手術(受容者に限ります。)	40

手術の種類	給付倍率
(39) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除きます。)	20
(40) 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除きます。)	20
(41) 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除きます。)	20
(42) 陰茎切断術	40
(43) 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(44) 陰嚢水腫根本手術	10
(45) 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除きます。)	40
(46) 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
(47) 帝王切開娩出術	10
(48) 子宮外妊娠手術	20
(49) 子宮脱・膣脱手術	20
(50) その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除きます。)	20
(51) 卵管・卵巣観血手術(経膣的操作は除きます。)	20
(52) その他の卵管・卵巣手術	10
7. 内分泌器の手術	
(53) 下垂体腫瘍摘除術	40
(54) 甲状腺手術	20
(55) 副腎全摘除術	20
8. 神経の手術	
(56) 頭蓋内観血手術	40
(57) 神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)	20
(58) 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
(59) 脊髄硬膜内外観血手術	20
9. 感覚器・視器の手術	
(60) 眼瞼下垂症手術	10

手術の種類	給付倍率
(61) 涙小管形成術	10
(62) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(63) 結膜嚢形成術	10
(64) 角膜移植術	10
(65) 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
(66) 虹彩前後癒着剥離術	10
(67) 緑内障観血手術	20
(68) 白内障・水晶体観血手術	20
(69) 硝子体観血手術	10
(70) 網膜剥離症手術	10
(71) レーザー・冷凍凝固による眼球手術(近視または乱視の矯正手術を除きます。また、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。)	10
(72) 眼球摘除術・組織充填術	20
(73) 眼窩腫瘍摘出術	20
(74) 眼筋移植術	10
10. 感覚器・聴器の手術	
(75) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(76) 乳様洞削開術	10
(77) 中耳根本手術	20
(78) 内耳観血手術	20
(79) 聴神経腫瘍摘出術	40
11. 悪性新生物の手術	
(80) 悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。)	40
(81) 悪性新生物温熱療法(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。)	10

手術の種類	給付倍率
(82) その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。）	20
12. 前述1～11の項目に該当しない手術	
(83) 前述以外の開頭術	20
(84) 前述以外の開胸術	20
(85) 前述以外の開腹術	10
(86) 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。）	20
(87) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含みません。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。）	10
13. 新生物根治放射線照射	
(88) 新生物根治放射線照射（50グレイまたは5,000ラド以上の照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。）	10
14. 骨髄幹細胞採取手術	
(89) 骨髄幹細胞採取手術（提供者に限ります。）	20

※(80)に定める「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

※輸血、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。